

5 令和元年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号

長崎県南部海区における、動力船を使用するつりによるいかの採捕（長崎県漁業調整規則第6条に基づく小型いかつり漁業の許可を受けた場合を除く。以下同じ。）について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和元年11月1日

長崎県南部海区漁業調整委員会会長 浅川 勝

1. 採捕区域の制限内容

- (1) 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面においては、総トン数20トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。
- (2) 共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面においては4月1日から12月31日までの間、総トン数5トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。

2. 集魚灯及び安定器の使用又は設備の制限内容

- (1) 使用する動力船1隻につき、集魚灯及び安定器の使用又は設備を次のとおり制限する。
 - ア 共同漁業権区域及びその外郭線から1海里以内の海面
消費電力の最高限度 3キロワット
(白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は1キロワット)
 - イ アの海面を除く最大高潮時海岸線から8海里以内の海面
消費電力の最高限度 9キロワット
(白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は3キロワット)
 - ウ ア及びイの海面を除く最大高潮時海岸線から12海里以内の海面
消費電力の最高限度 18キロワット
(白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は6キロワット)
 - エ 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面を除く長崎県南部海区
電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット
設備できるソケット数の最高限度 59個
同時に使用できる電球数の最高限度 53個
 - オ 集魚灯にLED灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備するLED灯の最大消費電力(kw)の総和を3で除し、得られた数値の小数点以下第1位を切り上げた数値とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から12海里以内を除く長崎県南部海区において、集魚灯1個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が3キロワット以内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。
- (3) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

3. 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和元年11月4日から令和4年11月3日までとする。